

●香川県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年12月22日から令和3年1月19日まで一般の縦覧に供する。

令和2年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 438号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町東坂元字秋常 120番1地先から	前	13.2~19.1	37	道路改修事業による現道 拡幅
丸亀市飯山町東坂元字秋常 127番1地先まで	後	14.1~17.3	37	
丸亀市飯山町東坂元字三ノ池 318番16地先から	前	26.6~30.8	47	
丸亀市飯山町東坂元字三ノ池 317番1地先まで	後	26.6~30.8	47	

- 4 供用開始の期日 令和2年12月22日